

RI 施設(大学・研究機関)における対応

名古屋大学アイソトープ総合センター

柴田理尋

大学の特色として、利用頻度が低く期間も短い従事者(主に学生)が多いこと、大学病院を除くと、使用量は少ないが多核種の取扱およびその可能性があること、取扱部局の独立性・独自性が存在すること、などがあり状況は研究機関とは幾分異なる。

管理上の問題から考えると、例えば新たな免除レベルが導入されて下限数量値が上がった場合、例えばチェックングソースなどの管理についても、部局の規模やそれまでの使用・管理の形態によって大きく異なるため、同じ大学内でも考え方を収束させることは難しいと思われる。全く同じものでも法令改正前後で管理方法が変わってしまう場合、疑心暗鬼となり混乱を招くこともある。実際には年次講習等で丁寧に説明し周知を図っているが、当事者とならなければ関心も低いと言うことも事実である。

健康診断は簡略化される方向で検討されていると聞いているが、経費の面からは良い方向とを感じるが、従来と変わることによって不安感を持つ人が現れる可能性もある。安全性について納得できる説明がなされる必要がある。特に、従事者と直接接する主任者に対して、理解しやすく納得できる説明は重要である。一方、労働安全衛生法・電離則との整合性が必要で、電離則が変わらないようであれば数 100 人を超える従事者の健康診断を従来通り継続しなければならず、結果として大学にとってあまり意味がないものとなる。次回の改正の機会に関係省庁の壁を越えて議論されるべき問題であると思われる。

次に施設の面から考えると、総合センターのような部局は、様々なニーズに対応すべく独自性のある在庫・入退管理システムを採用している場合が多い。改正によって、それらに大きな変更が迫られる場合は、その経費も別途要求しなければならない。また、いずれの大学も老朽化した施設をぎりぎりの経費で保守管理しているのが実情であるので、改正によって施設の機能の更新が要求されるような場合には、維持管理が不可能となる大学も出てくることが予想される。

大学での研究およびそれを通じた教育は、将来放射線を利用する産業等の発展に必要な人材を育成する場でもある。法令改正に伴っては、一部分だけの見直しではなく放射性同位元素等の利用が縮小されないように全般的な施策が必要であると感じる。